

2021年11月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 J D S C
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 聡 志
(コード番号：4418 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 作 井 英 陽
コーポレート部門長
TEL. 03-4578-5842

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年11月15日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に
伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 400,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未 定 (2021年12月2日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が募集株式
の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発 行 価 格 | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価
格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、2021
年12月10日に決定する) |
| (4) 払 込 期 日 | 2021年12月17日(金曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本
準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出され
る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満
の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、
増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する
資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取引
受けさせる。 |
| (7) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受
価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価
格と同時に決定する。 |
| (8) 申 込 期 間 | 2021年12月13日(月曜日)から
2021年12月16日(木曜日)まで |
| (9) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (10) 株 式 受 渡 期 日 | 2021年12月20日(月曜日) |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今
後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作
成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届 出
目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づい
て証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募
集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式売出しの件

- | | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | ① 引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 2,040,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限 366,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し分
東京都文京区本郷七丁目3番1号
UTEC4号投資事業有限責任組合
1,680,000株

東京都文京区
加藤 聡志
360,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社
上限 366,000株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定 (2021年12月10日に決定される予定)
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | ① 引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、マネックス証券株式会社、いちよし証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社及び岡三証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、本売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し分
上記1.における公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届 出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売届 出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 400,000 株

売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 2,040,000 株

② オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 366,000 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2021年12月3日(金曜日)から
2021年12月9日(木曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日 2021年12月10日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2021年12月13日(月曜日)から
2021年12月16日(木曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2021年12月17日(金曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2021年12月20日(月曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2022年1月14日行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場日(2021年12月20日)から2022年1月14日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、株式会社SBI証券と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届 出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,411,700株
増資による増加株式数	400,000株
増資後の発行済株式総数	12,811,700株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 638,000 千円については、①新規顧客開拓やプロダクト開発への人件費、②新規プロダクト創出のための研究開発費、③通信費に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりです。

- ① 「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「AI でデータの真価を解き放ち産業の常識を塗り替える」というビジョンを実現するためには、AI ソリューション事業の更なる拡大が欠かせないものと考えており、そのためには新規顧客開拓、プロダクト開発、運営を行う優秀な人材の確保が必要であると認識しております。当該人材採用を先行して行うことにより、事業拡大を加速することを企図しており、これにより増加する賃金や採用費等の人件費に 544 百万円（2022 年 6 月期：163 百万円、2023 年 6 月期：307 百万円、2024 年 6 月期：74 百万円）を充当する予定であります。
- ② 当社のビジョンを実現するためには新たな AI ソリューション等の開発は欠かせないものであり、新たな AI ソリューション等の開発のための研究開発費（研究開発人員の賃金）の増加に 45 百万円（2022 年 6 月期：25 百万円、2024 年 6 月期：20 百万円）を充当する予定であります。
- ③ 事業拡大に伴って増加する通信費に 38 百万円（2022 年 6 月期：19 百万円、2023 年 6 月期：9 百万円、2024 年 6 月期：10 百万円）を充当する予定であります。

なお、上記使途以外の残額は、将来における人員増加に対応するための事業所拡充等の当社事業の成長に寄与する支出又は投資に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,620 円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。当該投資の結果、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上を実現し、業績・財務状況及び事業環境等を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えておりますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、財務体質の強化や人材への投資・育成といった収益基盤の構築、新規AIソリューションの開発や新たな産業や企業との取り組みといった収益の多様化等に充当することを検討しております。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届 出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)に記載いたしました通り、当社としては財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。よって、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△808.19円	△9.27円	2.39円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向	-	-	-
自己資本当期純利益率	-	-	1.61%
純資産配当率	-	-	-

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
3. 純資産配当率は、年間配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数であります。
4. 当社は2021年9月29日付で株式1株につき700株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2019年6月期の各数値(1株当たり配当額については全ての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△1.15円	△9.27円	2.39円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届 出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

6. 指定販売先への売付け（親引け）

今回の公募による募集株式発行及び株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち60百万円を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社である大和証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届 出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。